

Client Alert

17 November 2025

本アラートに関する
お問い合わせ先：



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com

シンガポール：Hangzhou Pingpong、 「PINGPONG」商標出願への異議申立に成功

概要

シンガポール知的財産庁（IPOS）は、Speedy Trade Finance Limited（以下、「Speedy Trade Finance」）が出願した「PINGPONG」商標の登録を、Hangzhou Pingpong Intelligent Technology Co., Ltd（以下、「Hangzhou Pingpong」）による異議申立を受けて拒絶した。Hangzhou Pingpong は、相手方商標の出願時点でシンガポールでサービスを開始していなかったものの、商標法第 8 条 7 項(a)に基づくパッシングオフ（Passing Off）を主張し、今後提供予定の決済サービスに関して十分な「市場参入前の準備活動による信用（pre-launch goodwill）」を立証した。

「PINGPONG」をめぐる争い

出願人である Speedy Trade Finance は、香港特別行政区の企業で、シンガポールでの商業的な存在は確認されていない。同社は、金融・決済関連サービスを対象とする第 36 類で「PINGPONG」商標登録出願を行った。一方、異議申立人である Hangzhou Pingpong は、中国本土に本社を置くフィンテック企業で、グローバル企業向けに EC 決済、B2B 取引、外国為替サービス、関連する金融処理を提供している。同社は 2015 年以来、国際的に

「PINGPONG」ブランドを使用してきた。シンガポールでのサービス開始は相手方商標の出願時点までには行っていなかった。しかし、事業展開は「非常に近い」段階にあり、オフィス確保、人員配置、規制当局の承認取得等が進んでいた。

事実に基づくパッシングオフの成立

パッシングオフを立証するため、Hangzhou Pingpong は (i) 営業上の信用（Goodwill）、(ii) 誤認表示（Misrepresentation）、(iii) 損害（Damage）を示す必要があった。IPOS は、市場参入前の準備活動（pre-launch business activities）であっても、市場参入を目的とした需要創出に向けた活動であり、かつ市場参入の明確な意思が裏付けられていれば、信用が生じ得ると認めた。十分とされた証拠には以下が含まれる。

- 現地法人の設立とスタッフ採用
- Ocean Financial Centre でのオフィス賃貸
- 主要決済機関ライセンスの申請と承認スケジュール
- Singapore FinTech Festival 2022 への参加とブランドプロモーション（及び 2023 年の計画）

これは、市場参入前の宣伝がシンガポールでの露出が限定的または一般的すぎる事例とは区別された。



商標は文字要素において本質的に同一であり、関連する金融・決済サービスに明確な重複があるため、消費者が商業的な関係を想定する可能性が高いと判断された。

サービスが重複する場合、IPOS は、事業機会の喪失（diverted business）の可能性が損害を立証するのに十分であるとした。

その他の主張

Hangzhou Pingpong は、周知商標保護及び不正の主張にも依拠したが、パッシングオフの成立が決定的であったため、これらは詳細に検討されなかった。

重要なポイント

今回の IPOS の決定は、市場参入前の準備活動であっても、市場参入が差し迫っており、ターゲットを絞った宣伝によって裏付けられている場合、保護可能な信用が生じることを示す重要なものである。また、急速に拡大するデジタル・フィンテック企業にとって、権利保護の積極的な対応がいかに重要かを強調している。

シンガポールでの事業開始を計画している企業は、ブランド戦略、イベント参加、ブランド構築活動、ライセンス取得スケジュール、マーケティング、広報戦略を見直し、主要市場が展開前に十分に保護されていることを確認することが望ましい。